

「移動支援事業」 重要事項説明書

1 事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人町屋福祉会
- (2) 法人所在地 福井県福井市松本1丁目36番15号
- (3) 電話番号 0776 - 26 - 6280
- (4) 代表者 理事長 石田 次 男
- (5) 設立年月 昭和47年10月16日

2 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 移動支援事業（地域生活支援事業）
- (2) 事業所の目的 屋外での移動が困難な障害のある人について、外出のための支援を行い、障害者の地域における生活を支える事を目的とする。
- (3) 事業所の名称 花園ホームヘルパーステーション
- (4) 事業所の所在地 福井県福井市松本1丁目36番15号
- (5) 電話番号 0776 - 29 - 1188
- (6) 事業所長名 松田 勝
- (7) 運営の方針
 - ①身体その他の状況及びそのおかれている環境に応じて、入浴、排泄及び食事の介護、調理、洗濯等の家事、外出時における移動中の介護並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を、適切かつ効果的に行うものとします。
 - ②事業の実施に当たっては、地域との結びつきを重視し、利用者の所在する市町村、他の指定障害福祉サービス事業者、指定相談支援事業者、指定障害支援施設その他福祉サービス又は保健医療サービスを提供する者（以下「障害福祉サービス事業者」という）との綿密な連携に努めるものとします。

3 当事業所の職員体制

当事業所では、ご契約者について指定居宅介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

〈主な職員の配置状況〉 ※職員の配置については指定基準を遵守しています。

職 種	常 勤	非 常 勤	指 定 基 準
事業所長	1（兼）		1
サービス提供責任者	1以上		1
訪問介護員	1．5以上		1．5

4 事業所の実施地域及び営業時間

(1) 通常の実施地域 福井市全域

(2) 営業日及び営業時間

営業日	月曜日～日曜日（但し、12/31～1/3 は応相談。尚、利用者により営業日以外に利用希望があった場合は、相談のうえ、特別に対応するものとする）
営業時間	午前 8 時～午後 7 時

5 サービスの内容

障害者等の外出時を支援します。

(1) 移動支援の対象となる外出

①社会生活上必要不可欠な外出（官公庁や金融機関への外出、公的行事への参加、本人同伴による生活必需品の買物、冠婚葬祭等への参加）

②余暇活動等社会参加のための外出

(2) 移動支援の対象とならない外出

①通勤、営業等の経済活動に係る外出、ギャンブルや飲酒を目的とした外出等社会通念上適当でないと認められる外出

②通学、通所、通勤等通年かつ長期にわたる外出（保護者の出産、病気等やむを得ない事情で一時的に必要となった場合を除く）

③募金、宗教、政治活動等特定の利益を目的とする団体活動のための外出

6 利用料金

(1) 利用料

障害福祉サービスの適用がある場合は、原則として基本料金（料金表）の 1 割です。ただし、障害福祉サービスの適用の範囲を超えたサービス利用は全額負担となります。

【基本料金】

時間	移動支援費用額（円）	
	身体あり	身体無し
～0. 5	2, 7 9 0	1, 1 5 0
～1. 0	4, 4 0 0	2, 1 4 0
～1. 5	6, 3 9 0	3, 0 1 0
～2. 0	7, 3 0 0	3, 7 7 0

※日中時間帯以外の加算の算定

早朝 午前 6 時から午前 8 時まで 2 5 %に相当する額

夜間 午後 6 時から午後 1 0 時まで 2 5 %に相当する額

(2) その他

①外出中の交通費は利用者のご負担になります。

②料金の支払方法

前記の料金・費用は、1ヶ月ごとに計算し請求しますので、翌月末日までに以下のいずれかの方法でお支払ください。(1ヶ月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用状況に基づいて計算した金額とします。)

- ア) 金融機関口座から自動引落
イ) 直接現金払いとする

7 サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

- ①移動支援の支給決定を受けた方で、当事業所のサービス利用を希望される方は、電話等でご連絡ください。当事業所のサービス提供に係る重要事項についてご説明します。
- ②サービス利用が決定した場合は契約を締結し、移動支援計画を作成して、サービスの提供を開始します。契約の有効期間は地域生活支援事業利用承認決定通知書記載の支給期間と同じです。
- ③移動支援の提供にあたっては、適切なサービスを提供するために、利用者の心身の状況や生活環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等を把握させていただきます。

(2) サービスの終了

- ①当事業所が正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、利用者やご家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、または当事業所が破産した場合、利用者は文書で通知することにより直ちにこの契約を解除することができます。
- ②利用者がサービス利用料金の支払を3ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず、これがお支払いいただけない場合、または利用者やご家族などが当事業所や当事業所のサービス従業者に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することにより、直ちにサービスを終了させていただく場合がございます。
- ③当事業所の都合でサービスを終了する場合人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございますが、その場合は、文書で通知します。

(3) 契約の自動終了

以下の場合、双方の通知がなくても、自動的に契約を終了いたします。

- ①利用者が施設に入所した場合
- ②移動支援の支給期間が満了し、その後支給決定がない場合（所定の期間の経過をもって終了します。）
- ③利用者が亡くなられた場合

8 サービス内容に関する苦情

(1) 苦情の受付

当事業所に対する苦情やご相談は以下の専用窓口で受付けます。

- 苦情受付窓口（担当者） 〔職名〕 松田 勝（所長）
鳥山 直子（ヘルパー責任者）

- 受付時間 毎週月曜日～金曜日 午前9：00～午後5：00

また、苦情受付ボックスを玄関ホールに設置しています。

(2) 行政機関その他苦情受付け期間

要望苦情等の内容	窓口	TEL
福祉サービス全般	福井県社会福祉協議会 運営適正委員会窓口	0776-24-2339
介護保険サービス	福井市介護保険担当課	0776-20-5715
介護保険サービス	福井県国民健康保険団体連合会 苦情処理窓口	0776-57-1614

9 緊急時・事故発生時の対応方法（契約書第12条及び第14条・第15条参照）

- (1) 利用者に対する指定居宅介護等の提供により、緊急時や事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- (2) 利用者に対する指定居宅等の提供により事故が発生し、損害が発生した場合は、不可抗力による場合を除き速やかに契約者に対して損害を賠償します。但し、契約者に重大な過失がある場合は、賠償額を減額することができます。
- (3) 事故が生じた際には、その原因を解明し、再発防止のための対策を講じます。
- (4) 事業所に連絡するとともに、利用者の主治医又は医療機関への連絡を行い、医師の指示に従います。
- (5) 急を要する場合は、事業者の判断により救急車を要請し、事後報告となる場合もあります。
- (6) 必要に応じて市町村へ連絡します。

10 秘密の保持について

- (1) 当該事業所の従事者は、正当な理由がなくその業務上知り得た利用者及びご家族の秘密を漏らしません。
- (2) 当該事業所の従業者であった者は、正当な理由がなくその業務上知り得た利用者及びご家族の秘密を漏らしません。
- (3) 事業所では、利用者の医療上緊急の必要がある場合又はサービス担当者会議等が必要がある場合に限り、あらかじめ文書による同意を得た上で、必要な範囲内で利用者又はご家族の個人情報を用います。